JIS

セキュリティ技術－
プライバシー情報マネジメントのための
JIS Q 27001 及び JIS Q 27002 の拡張－
要求事項及び指針

JIS Q 27701：2024

（ISO/IEC 27701：2019）

令和 6 年 4 月 22 日　制定

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	河　合　和　哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	青　木　裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	足　立　朋　子	株式会社東芝
	上　原　まひる	ソニーグループ株式会社
	高　岡　詠　子	上智大学
	中　越　一　彰	総務省国際戦略局
	永　沼　美　保	日本電気株式会社
	永　山　はるみ	一般財団法人日本消費者協会
	西　口　周　作	日本銀行
	山　﨑　朋　子	一般財団法人日本規格協会

主　務　大　臣：経済産業大臣　　制定：令和 6.4.22
官 報 掲 載 日：令和 6.4.22
原案作成協力者：一般財団法人日本情報経済社会推進協会
（〒106-0032　東京都港区六本木 1-9-9　六本木ファーストビル内　TEL 03-5860-7551）
審　議　部　会：日本産業標準調査会　標準第二部会（部会長　古関　隆章）
審議専門委員会：情報技術専門委員会（委員会長　河合　和哉）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1　E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

ページ

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法に基づき，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

白　　紙

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS
Q 27701：2024
(ISO/IEC 27701：2019)

セキュリティ技術－プライバシー情報マネジメントのためのJIS Q 27001 及び JIS Q 27002 の拡張－要求事項及び指針

Security techniques—Extension to JIS Q 27001 and JIS Q 27002 for privacy information management—Requirements and guidelines

序文

この規格は，2019 年に第 1 版として発行された **ISO/IEC 27701** を基に，技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお，この規格で点線の下線を施してある参考事項は，対応国際規格にはない事項である。

0.1　一般

ほぼ全ての組織が，個人識別可能情報（Personally Identifiable Information，PII）（以下，PII という。）を処理している。さらに，PII の処理に関して組織が他の組織と協力する必要のある状況が増加するのと同様，処理する PII の量及び種類が増加している。PII の取扱いにおけるプライバシーの保護が，社会的に必要とされ，世界中で専門の法令が話題に挙がっている。

JIS Q 27001 で定義している情報セキュリティマネジメントシステム（information security management system，ISMS）（以下，ISMS という。）は，新しいマネジメントシステムを開発する必要なしに，分野固有の要求事項を追加できるように設計されている。分野固有のものを含む ISO マネジメントシステム規格は，個別に，又は組み合せたマネジメントシステムとして実施できるように設計されている。

PII 保護の要求事項及び手引は，組織の状況に応じて，特に国内の法令が存在する場合に変化する。**JIS Q 27001** では，この状況を理解し，考慮に入れる必要がある。この規格は，次の全てのものに対する対応付けを含んでいる。

－ **ISO/IEC 29100** で定義されているプライバシーの枠組み及び原則

－ **ISO/IEC 27018**

－ **ISO/IEC 29151**

－ EU 一般データ保護規則（EU General Data Protection Regulation）

ただし，これらは，地域の法令を考慮に入れて解釈することが必要になる場合がある。

この規格は，PII 管理者（共同 PII 管理者である者を含む。），及び PII 処理者（委託先などの PII 処理者を使っている者，及び PII 処理者の委託先などとして PII を処理する者を含む。）が用いることが可能であ

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。